

クルーズ船受入の相互理解促進に向けた室蘭港プロモーション動画作成業務委託 仕様書

1. 業務概要

業務名：クルーズ船受入の相互理解促進に向けた室蘭港プロモーション動画作成業務委託

業務期間：契約締結日～令和4年3月11日

2. 業務目的

クルーズの再開に向け、地域の新たな観光コンテンツやポートサービスを多言語で発信する映像コンテンツを作成し、乗客・住民双方の理解促進を図る。加えて、「新しい旅のエチケット」等の感染防止対策を啓発し、コロナ禍における安全安心なクルーズの実現につなげる。

3. 業務内容

「室蘭港概要（歴史・産業・特徴等）」「クルーズ受入環境（寄港地観光※1、係留施設等）」「ポートサービス（タグボート、給水等）」など、室蘭港を包括的にPRするプロモーション動画（本編10分程度、ダイジェスト版3分程度）の企画・製作を行う。製作にあたり、汎用性が高く時点修正が可能な限り発生しないようユニバーサルな構成とすること。映像や画像等の素材は発注者が調達するものとし、追加の映像撮影（ドローン撮影含む）は8日程度を見込み、港湾部が所有する資料については可能な限り提供する。字幕（日本語・英語・中国語）の文章作成及び翻訳は受託者が行うものとし、今回に新たに撮影した映像は、編集、加工等を行っていない撮影データもあわせて納品すること。なお、動画内で「新しい旅のエチケット」や「寄港地の感染症対策」などを周知し、旅客・住民の双方の理解促進を図り安心・安全な受入れの再開を目指すものとする。

- ・プロモーション動画（本編10分、ダイジェスト版3分）
- ・字幕3カ国語（日本語・英語・中国語、文章作成を含む）

※1 寄港地観光では「ウポポイ（民族共生象徴空間）」「北海道・北東北の縄文遺跡群（世界遺産）」「炭鉄港（日本遺産）」を必ず紹介すること。

※2 撮影先との調整は可能な限り受注者が行うこと。

4. 著作権及び著作者人格権

- ・本動画はインターネット等で公開するため、公開可能な映像、音楽のみを利用することとし、利用する映像、音楽等に関する著作権及び著作者人格権等、全ての権利について十分配慮すること。
- ・本動画における著作物及び著作者人格権については以下のとおりとする。

(ア)乙は、乙が本業務実施にあたり新たに制作した著作物（以下「新規著作物」という）の著作権法第27条及び第28条に定める権利を含むすべての著作権を甲に無償で譲渡すること。

(イ)乙は、甲及び新規著作物を利用する第三者に対し、一切の著作者人格権を行使しない。

(ウ)新規著作物の中に乙が既に有している著作物（以下「既存著作物」という）が含まれている場合、その著作権は乙に留保される。既存著作物が含まれる新規著作物について、甲が二次利用する場合は、利用目的や使用用途により都度、甲と乙にて協議し、両者が合意し

た場合に限り、二次利用できることとする。成果物納品の際には、新規著作物と既存著作物の区別がつくように留意すること。

5. 成果品

次のものを成果品として提出すること。

- ・プロモーション動画（本編 10 分、ダイジェスト版 3 分）
日本語版／英語・中国語併記版 各一式（Full HD、MP4 等）
- ・上記データを収録した電子メディア 1 部（本業務で新たに撮影した映像データ等を含む）